

証券コード 5277
2020年6月8日

株 主 各 位

〒113-0034
東京都文京区湯島二丁目4番3号
株式会社スパンクリートコーポレーション
代表取締役社長 浮 田 聡

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止と感染リスク回避の観点から、当日のご来場を見合わせていただくとともに、株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の方法により書面（郵送）によって事前に議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使方法]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時35分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス3階 「白鳳」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第58期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染防止のため、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。株主総会に来場される株主の皆様には、マスクの着用のご協力をお願いいたします。また、本株主総会会場では、感染予防のための措置を講じますので、あらかじめご了承ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、本総会会場の変更など総会の運営に大きな変更が生ずる場合並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.spancretecorp.com>）にてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の当社の業績ですが、スパンクリート事業において、東京オリンピック・パラリンピックに関連する案件への納入は前年度で完了し、物流倉庫などの壁・合成床の他社製品との受注競争激化、北陸新幹線延伸に伴う防音壁の工事の遅れなどに起因し、当初計画した販売数量に大きく及ばず、大幅な減収減益となりました。新規事業への取り組みとして、岩瀬工場においてプレキャスト製品を試験的に生産・販売しましたが、生産数量が限定的であり、業績への影響はありませんでした。なお、不動産事業は堅調であったものの、結果、売上高3,109百万円（前年度比26.1%減）、営業損失128百万円（前事業年度は239百万円の営業利益）、経常損失106百万円（前事業年度は260百万円の経常利益）、有価証券の一部売却など実施しましたが、当期純利益36百万円（前年度比86.9%減）と減収減益となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

<スパンクリート事業>

当事業は、東京オリンピック・パラリンピックに関連する案件への納入は前年度で完了し、物流倉庫などの壁・合成床の他社製品との受注競争激化、北陸新幹線延伸に伴う防音壁の工事の遅れなどに起因し、当初計画した販売数量に大きく及ばず、売上数量が対前年度比52.7%減少し、売上高は2,794百万円（前年度比28.3%減）、営業損失258百万円（前事業年度は119百万円の営業利益）と減収減益となりました。新規事業への取り組みとして、岩瀬工場においてプレキャスト製品を試験的に生産・販売しましたが、生産数量が限定的であり、業績への影響はありませんでした。

<不動産事業>

当事業は、オフィスビル4棟の賃料収入の他、賃貸中の岩瀬工場の環境整備費用が減少し、売上高315百万円（前年度比1.4%増）、営業利益130百万円（前年度比9.0%増）と増収増益となっております。

事業別	売上高	受注高
スパンクリート事業	2,794百万円	2,511百万円
不動産事業	315	—

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は168百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

スパンクリート事業	宇都宮工場	製造設備の更新
	岩瀬工場	製造設備の更新
不動産事業		ビル設備の改修及び更新

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末における借入金残高は以下のとおりです。

区分	第58期（当事業年度）
短期借入金	500,000千円
合計	500,000

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (2017年3月期)	第 56 期 (2018年3月期)	第 57 期 (2019年3月期)	第 58 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	2,506	3,394	4,207	3,109
当 期 純 利 益(百万円)	92	206	279	36
1株当たり当期純利益 (円)	11.95	26.72	36.16	4.69
総 資 産(百万円)	7,978	8,107	8,184	7,729
純 資 産(百万円)	6,266	6,500	6,690	6,495
1株当たり純資産額 (円)	812.99	842.02	858.12	833.46

(注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

2018年11月に策定した中期経営計画“SPC plus One 2022【スパンクリート事業基盤の強化と新たな収益基盤の創出】”の経営目標は次のとおりです。

【中期経営計画の経営目標】

項 目	経営目標	2023年3月期
税前利益 (5年間合計)	11.3億円(当期純利益9.5億円)	3.3億円(当期純利益2.7億円)
自己資本比率	76%	76%
配当額 (5年間合計)	3.2億円	10円/株
ROE(自己資本利益率)	4%	4%

この経営目標を達成すべく、全社を挙げて、次に記載する「中期経営計画の重点施策」を実施してまいります。

【中期経営計画の重点施策】

重点施策	公表内容
スパンクリート事業基盤の強化	主力であるスパンクリート事業において、現有工場の生産能力に対応した収益性のある商品の販売を実行するとともに、担い手不足に対応するため、身の丈にあった設備投資を実施のうえ、出荷予想に基づき生産・出荷体制の調整を行うことにより生産コストを削減します。 同時に、顧客満足度経営を重視し、顧客ニーズへの即応体制を構築し、製品の品質安定・改善に努めるとともに、より付加価値の高い商品の開発を図ります。
新たな収益基盤の創出	増加するコンクリートプレキャスト製品市場への対応を実施し、コンクリート二次製品メーカーとして総合力を高めるとともに、他社との業務提携を推進します。
人材育成・情報化への対応	従業員へのインセンティブ及び福利厚生の充実により魅力ある雇用を提供し、担い手の確保・育成を図ると共に、将来の建設業界の情報化に対応します。
不動産事業の収益維持	収益基盤の安定化を図るため、不動産事業の着実な推進を図ります。

【中期経営計画の進捗状況】

①スパンクリート事業基盤の強化

中期経営計画の初年度にあたる2019年3月期（第57期）は3期連続の増収・増益となり1株当たり10円の増配を実行しました。

2年目の2020年3月期(第58期)は、1. (1) ①「事業の経過及び成果」で述べたとおり、スパンクリート製品の売上数量が確保できず、宇都宮工場の稼働率が大きく下がったことから、当期純利益は黒字ながらも大きく減収減益となりました。

*設備投資は、自動切断機の導入及び第3工場の温水（サプライ）ルートの変更等を実施、現在は自動ケガキ機の検討を行っています。

*昨年末の銀座線渋谷駅の移設に関しては工期に支障を来すことなく製品納入を完了しました。また、新パターンのリブ板及び骨材を変えた削出用製品を販売しました。

3年目にあたる2021年3月期（第59期）については、北陸新幹線延伸による防音壁、鉄道各社のホームドア設置事業の進捗があり、下期からは高層マンション向けの床材の出荷も始まりますが、倉庫向けの壁材や床材の競争が激化しております。また、コロナショック*1による不確実性を伴う厳しい事業環境下にありますが、中期経営計画の重点施策に継続して取り組み事業基盤の構築の年とします。

②新たな収益基盤の創出

新規事業への取組みとして、岩瀬工場においてプレキャスト製品の試験的な生産・販売を開始しました。今後、他社との業務提携も推進し、コンクリート二次製品メーカーとして総合力を高めます。

③人材育成・情報化への対応

本中期経営計画の達成に向け、2018年11月、譲渡制限付株式の従業員への付与を実施しました。IT知識を有する情報化担当者を中心に、モバイルシステム及びメールシステムの改良を実施しました。今後はテレワークの充実、情報セキュリティの強化を図ります。

④不動産事業の収益維持

PM会社は有効に機能しており、オフィスビル4棟ともほぼ100%の稼働率を維持し会社業績の下支えとなっています。

オフィスビル4棟のポートフォリオを分析して、築年の古いオフィスビルの買替等を検討します。

* 1 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症により政府より緊急事態宣言が発出され、更に数社のゼネコンから建設工事の中断が発表された状況下において、建設工事向けの当社の製品出荷に少なからず影響が発生すると思われませんが、生産・出荷等の遅延による業績への影響を現時点で予測することは困難です。当社としては、代表取締役社長を本部長とする「新型コロナ危機管理本部」を立ち上げ、感染防止に対する実効性のある対応策を実施し、業務拠点の状況に応じて柔軟な対応により優先業務の継続を図ります。

基本方針は次のとおりです。

- ①社員の安全：役員、従業員等及びその家族並びに近隣社会、取引先・関係先等の人命保護を最優先とします。
- ②感染拡大の防止：予防対策を整え、当社全体及び社会的責任の観点から取引先・関係先等への感染防止に努めます。また、従業員等に感染者が発生した場合は、保健当局の指示に従いながら情報を内外に開示することにより感染拡大の防止を図ります。
- ③事業の継続：法令等及び行政の指導を遵守しつつ、業務継続に必要な体制を構築の上、取引先や関係先等との連絡を密にして優先業務の継続に努めます。

(4) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
スパンクリート事業	建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売
不動産事業	不動産の賃貸・管理

(5) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本社	東京都文京区
営業所	宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)、仙台営業所 (宮城県仙台市)
工場	宇都宮工場 (栃木県宇都宮市)、岩瀬工場 (茨城県桜川市)

(6) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91 (22) 名	3 (3) 名	48.6歳	16.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パート及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員 (35名) を除いております。

(7) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	300,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000

(8) その他の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株
(2) 発行済株式の総数 9,332,400株
(3) 株主数 1,586名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,187千株	15.24%
日 本 ス パ ン ク リ ー ト 機 械 株 式 会 社	1,094	14.04
村 山 典 子	625	8.02
日 鉄 S G ワ イ ヤ 株 式 会 社	608	7.80
村 山 知 子	473	6.07
市 原 敏 隆	230	2.95
東 プ レ 株 式 会 社	210	2.70
株 式 会 社 紀 文 食 品	201	2.59
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ 株 式 会 社	129	1.66
ワ ー ル ド 産 業 株 式 会 社	113	1.46

（注）持株比率は自己株式（1,539,019株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浮田 聡	
取締役	多田 昌司	経営企画室長
取締役	村山 典子	業務改善室長
取締役	井上 孝広	営業本部長兼建設工事本部長
取締役	柳田 洋明	生産本部長兼宇都宮工場長
取締役	坪井 哲明	日本スパンクリート機械株式会社 代表取締役 富士平工業株式会社 代表取締役
取締役	大塚 直義	株式会社セントエイブル経営 代表取締役 B I P株式会社 取締役
取締役	仮屋 毅	
取締役	加戸 貞之	
常勤監査役	一瀬 茂雄	
監査役	鈴木 誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所所長 株式会社マックスアカウンティング 代表取締役 株式会社ユニバーサルエンターテイメン ト 社外監査役 バリューコマース株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	中野 剛	虎の門法律事務所所属弁護士 放送倫理・番組向上機構 放送倫理検証 委員会委員 日本ビルファンドマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員
監査役	野澤 弘史	アライアンスパートナーズ株式会社 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ① 2019年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役田中啓三氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2019年6月26日開催の第57回定時株主総会において、新たに村山典子氏、柳田洋明氏、仮屋毅氏、加戸貞之氏の4氏が取締役に選任され就任いたしました。
2. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 2019年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、監査役森康裕氏、松岡幸秀氏、矢野千秋氏の3氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2019年6月26日開催の第57回定時株主総会において、新たに一瀬茂雄氏、鈴木誠氏、中野剛氏、野澤弘史氏の4氏が監査役に選任され就任いたしました。
3. 取締役のうち坪井哲明氏、大塚直義氏及び仮屋毅氏は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役一瀬茂雄氏、監査役鈴木誠氏、監査役中野剛氏及び監査役野澤弘史氏は、社外監査役であります。
5. 監査役鈴木誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役大塚直義氏、取締役仮屋毅氏、常勤監査役一瀬茂雄氏、監査役鈴木誠氏、監査役中野剛氏を東京証券取引所により確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行を行っていない取締役（坪井哲明氏、大塚直義氏、仮屋毅氏、加戸貞之氏）及び各監査役は、会社法第427条その他の法令及び当社定款の定めに従い、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3)	39,994千円 (10,999)
監 査 役 (うち社外監査役)	7 (7)	21,719 (21,719)
合 計 (うち社外役員)	17 (10)	61,714 (32,719)

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社の役員報酬等の額については、1988年7月30日開催の臨時株主総会において取締役の報酬限度額は月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は月額200万円以内と決議いただいております。
4. 当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、2019年6月26日開催の取締役会で選任された指名・報酬委員会で上記3. 記載の取締役の報酬限度額の範囲内において検討された報酬に係る答申に基づき、取締役会が決定いたします。監査役の報酬については、上記3. 記載の報酬限度額の範囲内において監査役の協議で決定いたします。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役及び富士平工業株式会社の代表取締役であります。日本スパンクリート機械株式会社は、当社の大株主（持株比率14.04%）であるとともに、商標ライセンス契約及び部品に関する取引関係があります。なお、富士平工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大塚直義氏は、株式会社セントエイブル経営の代表取締役であり、また、B I P株式会社の取締役であります。株式会社セントエイブル経営及びB I P株式会社は当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木誠氏は、鈴木誠公認会計士・税理士事務所の所長及び株式会社マックスアカウンティングの代表取締役、株式会社ユニバーサルエンターテイメントの社外監査役及びバリューコマース株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中野剛氏は、虎の門法律事務所所属の弁護士、放送倫理・番組向上機構の放送倫理検証委員会委員及び日本ビルファンドマネジメント株式会社のコンプライアンス委員会外部委員であります。虎の門法律事務所は当社と役務提供の取引関係がありません。なお、放送倫理・番組向上機構及び日本ビルファンドマネジメント株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役野澤弘史氏は、アライアンスパートナーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主	な	活	動	内	容
取締役	坪井	哲明	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。			
取締役	大塚	直義	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。			
取締役	仮屋	毅	2019年6月26日就任後開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。			
取締役	加戸	貞之	2019年6月26日就任後開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。			
監査役	一瀬	茂雄	2019年6月26日就任後開催の取締役会13回全てに出席し、また、2019年6月26日就任後開催の監査役会11回全てに出席いたしました。C I A（公認内部監査人）またC I S A（公認情報システム監査人）としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。			
監査役	鈴木	誠	2019年6月26日就任後開催の取締役会13回のうち9回に出席し、また、2019年6月26日就任後開催の監査役会11回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。			
監査役	中野	剛	2019年6月26日就任後開催の取締役会13回全てに出席し、また、2019年6月26日就任後開催の監査役会11回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。			
監査役	野澤	弘史	2019年6月26日就任後開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、2019年6月26日就任後開催の監査役会11回のうち10回に出席いたしました。企業人としての経験豊富な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。			

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制の内容の概要及びその運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化に対応して絶えず見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規定」を始め関連諸規定を定める。
- ② 内部監査室は、法令、定款及び社内規定の遵守体制の有効性について内部監査を行い、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- ③ 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「企業倫理規範」に則り、毅然とした対応をとる。

【上記体制の運用状況】

当社では、「企業理念」、「企業行動指針」、「企業倫理規範」、「コンプライアンス規定」、「内部通報規定」等社内規定を社内電子掲示板（ガルーン）に掲載し、社員が何時でも見られるようにしています。

内部監査室は内部監査を実施して、定款及び社内規定の遵守体制が有効かチェックしています。

社員から内部通報を受けた場合には、速やかに適切な処理をとり、違反行為の早期発見と是正処置を実施しました。また、弁護士と契約して、社外にも内部通報窓口を設置しています。当社では、反社会的勢力の排除を全役職員に徹底しており、個別の事業活動においても、新規案件の検討段階で反社会的勢力排除のためのチェックを実施しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連書類とともに、「文書管理規定」及び「内部情報管理規定」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書（株主総会議事録、取締役会議事録）については、取締役及び監査役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規定」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

【上記体制の運用状況】

当社では、意思決定過程が適切に検証できるよう、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な会議体の議事録を速やかに作成し、適切に保管しています。

また、情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規定」に基づきセキュリティの確保を図るとともに、取扱者を限定するなど、より厳密な管理を実施しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び各部門長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、リスクマネジメント活動の状況把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応する。

【上記体制の運用状況】

権限分掌制度及び稟議制度を適切に運用し、総務部が営業部門の意思決定を監視し、支援することにより、事業活動によるリスクの管理を徹底しています。

また、取引先への与信限度額等の事前設定、総務部のモニタリングにより、信用リスクの定量的リスクを管理しています。

さらに、全社レベルでのリスク管理体制を整備し、重要なリスクに対処するため、リスクマネジメント委員会を開催しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 組織規定、業務分掌規定等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
- ② 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③ 取締役会より委任を受けた、執行役員で構成する経営協議会を原則月2回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
- ④ 取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。

【上記体制の運用状況】

当社では、営業部門と総務部の連携により、稟議制度を円滑に運用しています。また、経営協議会で充実した検討を行うことにより、経営執行の適正かつ効率的な意思決定を実現しています。

取締役会開催に当たっては、総務部にて、会社法及び社内規定に基づく付議・報告案件の選別を行い、取締役会による取締役の職務執行の監督が適切かつ効率的に行われることを担保しています。

また、社長専決事項と経営協議会決議事項について毎月取締役会に報告しています。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、当社が定める「関係会社管理規定」に基づき事業戦略を共有化し一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の共通化を図る。
- ② 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。

【上記体制の運用状況】

当社では、監査役と内部監査室が協力して子会社の業務監査を行っています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の財務報告については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法律に基づき、評価、維持、改善を行う。
- ② 当社の各部及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、業務分掌による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

【上記体制の運用状況】

当社では、会計監査人と協力しながら、財務報告における主要な業務の「業務記述書」及び「リスクコントロールマトリックス」を業務の変更に合わせて毎年見直し、その運用テストを実施するとともに、日常的モニタリングも実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③ 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

【上記体制の運用状況】

当社では、監査役付として使用人1名を配置し、監査役の職務の補助に当たらせています。また、当該従業員の評価については、監査役の意見を尊重して対処しています。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職場の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 前項の者は、業務執行等に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の全役職員に周知徹底する。
- ④ 監査役は、取締役会、経営協議会のほか、重要な会議に出席することができる。
- ⑤ 当社及び子会社の重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

【上記体制の運用状況】

当社の監査役は、取締役及び執行役員との面談、経営協議会、生販会議、品質管理委員会、生産改善委員会等の重要な会議への出席及び主要な稟議書や報告書等の重要書類の回付等を通じて、業務の執行状況を把握しております。また「内部通報規程」においては、常勤監査役を内部通報窓口の一つに定め、併せて内部通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定めております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は措置の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【上記体制の運用状況】

当社では、監査役の職務執行のために必要な予算を確保するとともに、監査役がその職務執行のために要した費用は、月次で立替精算しております。

- (10) その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室長は、定期的又は必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。

【上記体制の運用状況】

当社の常勤監査役は、代表取締役と適宜意見交換を行い、問題認識の共有を図っています。会計監査人とは、四半期毎の会計監査終了後の監査役会等で意見を交換し、相互の監査品質の向上に努めています。内部監査室長は、常勤監査役と随時意見交換を行うとともに、内部監査の結果について監査役会に定期的に報告しています。

- (11) 内部統制の変更・追加に関する体制

内部統制に変更、追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞なく手続きを行う。

【上記体制の運用状況】

当社では、内部統制に変更、追加等が発生した場合には、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、遅滞なく手続きを行っています。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,849,594	流動負債	816,883
現金及び預金	1,808,155	買掛金	29,820
受取手形	84,205	工事未払金	58,035
売掛金	698,043	短期借入金	500,000
完成工事未収入金	4,427	リース債務	129
商品及び製品	151,556	未払金	80,210
仕掛品	9,027	未払費用	74,261
原材料及び貯蔵品	54,584	未払法人税等	12,853
その他	39,592	賞与引当金	24,800
固定資産	4,879,895	その他	36,772
有形固定資産	4,472,125	固定負債	417,124
建築物	1,083,583	再評価に係る繰延税金負債	204,782
構築物	71,229	繰延税金負債	20,078
機械及び装置	184,790	長期預り敷金	192,263
車両運搬具	6,420	負債合計	1,234,008
工具、器具及び備品	23,241	純資産の部	
土地	3,050,478	株主資本	6,389,746
リース資産	0	資本金	3,295,906
建設仮勘定	52,381	資本剰余金	3,010,369
無形固定資産	79,861	資本準備金	1,061,313
ソフトウェア	75,906	その他資本剰余金	1,949,055
ソフトウェア仮勘定	3,920	利益剰余金	436,569
電話加入権	34	その他利益剰余金	436,569
投資その他の資産	327,909	買換資産圧縮積立金	48,585
投資有価証券	272,559	繰越利益剰余金	387,983
関係会社株式	10,000	自己株式	△353,097
その他	45,349	評価・換算差額等	105,734
資産合計	7,729,489	その他有価証券評価差額金	98,067
		土地再評価差額金	7,667
		純資産合計	6,495,481
		負債純資産合計	7,729,489

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,109,883
売 上 原 価	2,563,989
売 上 総 利 益	545,893
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	674,367
営 業 損 失	128,473
営 業 外 収 益	35,653
受 取 利 息	49
有 価 証 券 利 息	10,629
受 取 配 当 金	8,016
仕 入 割 引	2,326
収 用 補 償 金	8,333
雑 収 入	6,298
営 業 外 費 用	13,939
支 払 利 息	3,121
訴 訟 関 連 費 用	7,500
雑 損 失	3,317
経 常 損 失	106,758
特 別 利 益	151,067
投 資 有 価 証 券 売 却 益	151,067
税 引 前 当 期 純 利 益	44,308
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△896
法 人 税 等 調 整 額	8,635
当 期 純 利 益	36,569

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金					
					買換資産圧縮 積立金	繰越利益剰余金				
2019年4月1日 残高	3,295,906	1,061,313	1,949,055	3,010,369	50,390	427,575	477,966	△353,097	6,431,143	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△77,965	△77,965		△77,965	
当期純利益						36,569	36,569		36,569	
買換資産圧縮 積立金の取崩					△1,804	1,804	—		—	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△1,804	△39,592	△41,396	—	△41,396	
2020年3月31日 残高	3,295,906	1,061,313	1,949,055	3,010,369	48,585	387,983	436,569	△353,097	6,389,746	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日 残高	251,579	7,667	259,246	6,690,389
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△77,965
当期純利益				36,569
買換資産圧縮 積立金の取崩				—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△153,512	—	△153,512	△153,512
事業年度中の変動額合計	△153,512	—	△153,512	△194,908
2020年3月31日 残高	98,067	7,667	105,734	6,495,481

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法
 - ・未成工事支出金 個別法による原価法
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
- （貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---------|
| 建物 | 33年～43年 |
| 構築物 | 10年～32年 |
| 機械及び装置 | 9年 |
| 工具器具及び備品 | 4年 |

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる
工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,671,954千円

(2) 土地再評価法に基づく土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出

再評価を行った年月日 2002年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 3,523千円

営業取引以外の取引高 165千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,332千株	一千株	一千株	9,332千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,535千株	3千株	一千株	1,539千株

(注) 自己株式の増加は、2019年2月15日に払込しました、従業員に対して付与した譲渡制限付株式としての自己株式について当期中に退職した従業員からの契約に基づく退職に伴う返戻分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年6月26日開催、定時株主総会決議。

・配当金の総額	77,965千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	10円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2020年6月24日開催の定時株主総会において、次の決議を予定しております。

・配当金の総額	62,347千円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月25日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	12,224
賞与引当金	7,593
投資有価証券評価損	10,939
土地評価損	5,522
減損損失	424,515
税務上の繰越欠損金	146,317
その他	7,320
繰延税金資産小計	614,434
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△138,829
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△430,960
繰延税金資産合計	44,645
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△43,280
買換資産圧縮積立金	△21,442
繰延税金負債合計	△64,723
繰延税金資産（負債）の純額	△20,078

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、稟議書「取引与信限度額設定許可申請書」等に従い、営業債権について、営業本部及び総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次決算の資料に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の末日現在における営業債権のうち90.9%が、特定の大口顧客である三菱商事建材㈱に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（注）2．参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,808,155	1,808,155	—
(2) 売掛金	698,043	698,043	—
(3) 投資有価証券	264,285	264,285	—
資産計	2,770,484	2,770,484	—
(1) 短期借入金	500,000	500,000	—
負債計	500,000	500,000	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
(1) 非上場株式	8,274
(2) 関係株式会社	10,000

(1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(2) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,808,155	—	—	—
売掛金	698,043	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	—	—	—	—
合計	2,506,199	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	500,000	—	—	—
合計	500,000	—	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）や賃貸駐車場等を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は130,256千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
3,148,417	△12,105	3,136,311	3,629,088

- （注）
1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得等（41,020千円）であり、主な減少額は減価償却費（53,125千円）であります。
 3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいたみなし時価による金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業 上の 関係				
主要株主 (法人)	日本スパ ンク機 械(株)	10,000	生産設備 の購入・ 販売、 商標権 の管理等	被所有 直接 14.0%	あり	当社部品 の販売及 び購入並 びに商標 権使用料 の支払	部品の購 入	2,317	—	—
							商標権使 用料の支 払	12,620	未収入金	3,737

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商標権使用料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 未収入金については、毎月の商標権使用料は概算支払を行っており、事業年度末の取引金額確定後に精算を行っているため差額が計上されております。
3. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業 上の 関係				
主要株主(会 社等)が議決 権の過半数を 所有している 会社等(当該 会社等の子会 社を含む)	三菱商事 建材(株)	500,000	建材商社	なし	なし	当社製品 の販売及 び原材料 の購入	製品の販 売	2,311,848	売掛金	591,281
							手数料の 支払	52,485		
							原材料の 購入	315,489	買掛金	20,903

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売及び手数料の支払については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
2. 原材料の購入については、三菱商事建材(株)以外からも見積りを入手し、每期価格交渉の上、市場の実勢価格をみて決定しております。
3. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 833円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円69銭 |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社スパンクリートコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 満 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會澤 正志 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社 スパンクリートコーポレーション
監査役会

常勤監査役 一瀬 茂雄 ⑩

監査役 鈴木 誠 ⑩

監査役 中野 剛 ⑩

監査役 野澤 弘史 ⑩

(注) 常勤監査役 一瀬茂雄、監査役 鈴木 誠、監査役 中野 剛及び監査役 野澤弘史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けており、利益配分につきましては、内部留保にも意を用いつつ安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。また、当社は2018年11月に発表しました中期経営計画（5年）において第57期（2019年3月期）から第61期（2023年3月期）までの5年間の株主の皆様への配当を合計3億2千万円実施することを経営目標に定めました。この目標を達成することを目指し、第58期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたします。
なお、この場合の配当総額は62,347,048円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、経営の意思決定と執行のスピードアップを図るため、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1	うきた さとし 浮田 聡 (1957年3月30日生) 所有する当社の株式数 5,662株	<p>1981年4月 三菱商事㈱入社 1991年3月 米国MC Glass社出向 社長兼CEO 1993年6月 米国CT-South Inc. 社出向 代表取締役副社長 1995年3月 三菱商事㈱ 資材本部 交通資材部 2004年4月 同社資材本部窯業資材ユニットマネージャー 2008年8月 米国Mitsubishi Cement Corp. 社出向 取締役副会長 2013年6月 三菱商事建材㈱出向 取締役常務執行役員 シリカ・クレーン部長 2016年6月 当社代表取締役社長就任（現任） （現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 浮田聡氏は、2016年6月の当社社長就任後、セメント事業に関する長年の経験と高い見識を活かして、従業員と一丸となり業績の回復に努め、就任1年目で黒字化を達成し、その後3年目まで毎年増収増益を達成しました。直近の4年目は販売量の急減によりスパンクリート事業は苦戦を強いられたものの、全社では黒字を確保し業績の安定に努めております。今後もその強いリーダーシップと経営手腕に期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
2	むら やま のり こ 村 山 典 子 (1965年12月1日生) 所有する当社の株式数 625,200株	<p>1995年5月 当社入社</p> <p>2004年10月 当社業務部長兼企画室長</p> <p>2007年6月 当社取締役就任 業務部長兼企画室長</p> <p>2008年6月 当社常務取締役就任</p> <p>2010年7月 当社営業副本部長及び内部監査室管掌</p> <p>2011年6月 当社常務取締役 営業副本部長兼企画室長品質保証室管掌</p> <p>2012年6月 当社企画管掌 企画室長</p> <p>2013年6月 当社代表取締役専務就任 営業副本部長 総務・企画・技術・品質保証室管掌</p> <p>2014年6月 当社取締役就任</p> <p>2015年6月 当社取締役退任 顧問就任</p> <p>2019年6月 当社取締役常務執行役員 業務改善室長就任（現任） （現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 村山典子氏は、2019年6月に取締役就任後、常務執行役員業務改善室長としてコンプライアンスの強化とリスク管理体制の整備に尽力し、当社経営に貢献しています。創業家出身者として会社経営に参画し、手腕を発揮していることから引き続き取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
3	いの　　うえ　　たか　　ひろ 井　　上　　孝　　広 (1961年11月18日生) 所有する当社の株式数 5,433株	1982年4月 当社入社 2003年4月 同社宇都宮工場 成型課長 2003年6月 同社宇都宮工場 管理課長 2005年4月 同社宇都宮工場 次長兼管理課長 2006年3月 同社工務部 次長 2009年6月 同社工務部 部長代理 2010年1月 同社営業部 部長代理 2010年7月 同社営業本部 部長代理 営業第2グループ長 2014年7月 同社執行役員 営業本部長 2015年10月 同社執行役員 営業本部長兼設計部長 2018年6月 同社取締役執行役員 営業本部長就任 2019年4月 同社取締役執行役員 営業本部長兼建設工事本部長 (現任) (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 井上孝広氏は、入社以来、製造、設計・施工、営業の各部門において業務に取り組み、2018年6月より取締役執行役員営業本部長を、2019年6月からは建設工事本部長も兼任し、培った経験と見識及び強いリーダーシップでスパンクリート事業及びプレキャスト事業を牽引しています。今後も当社業務への益々の貢献が期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。
4	やなぎ　　だ　　ひろ　　あき 柳　　田　　洋　　明 (1951年6月2日生) 所有する当社の株式数 一株	1974年4月 旭化成工業(株)入社 建材SMD開発部 1977年4月 同社境工場製造課 兼 新工場建設プロ 1985年4月 同社松戸工場 製造課長 1989年4月 同社穂積工場 当社製造課長 兼 新工場建設プロ 1995年4月 同社境工場 当社製造課長 兼 リニューアルプロ 2000年4月 同社松戸工場長 2004年4月 同社境工場長 兼 松戸工場長 2006年4月 旭化成建材(株)執行役員 (生産技術担当) 2012年4月 旭化成建材(株)退社 旭化成建材(株)ALC海外担当 2016年4月 旭化成建材(株)退社 コンサルタント会社設立 2019年6月 当社取締役執行役員 生産本部長兼宇都宮工場長就任 (現任) (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 柳田洋明氏は、製造現場で培われた豊かな経験を活かして執行役員宇都宮工場長として製造工場の運営に手腕を発揮し貢献しており、今後も益々の貢献が期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
5	つぼ い てつ あき 坪 井 哲 明 (1974年10月23日生) 所有する当社の株式数 一株	<p>2002年6月 富士平工業㈱入社 2003年12月 同社経営企画室長就任 2005年2月 同社代表取締役専務就任 2008年2月 同社代表取締役就任 (現任) 2013年6月 日本スパンクリート機械㈱ 代表取締役就任 (現任) 2014年6月 当社社外取締役就任 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本スパンクリート機械㈱ 代表取締役 富士平工業㈱代表取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械㈱の代表取締役及び富士平工業㈱の代表取締役であります。日本スパンクリート機械㈱は当社第2位の大株主であり、同氏の経営者としての経験と、これまでに培われた知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたく、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
6	<p>おおつか なお よし 大塚直義 (1957年2月12日生)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1981年4月 (株)東京芝浦電気(現(株)東芝)入社 1990年6月 M B A取得(ニューヨーク大学、東芝社費留学) 1994年10月 同社総合企画部副参事 1997年3月 東芝ヨーロッパ社出向 企画調査室長 2002年10月 (株)シーイーシー入社 事業推進本部統括部長 2004年10月 エレコム(株)入社 英国、ドイツ、イタリア現地法人社長 2006年11月 (株)シーイーシー入社 経営管理本部 副本部長 2007年4月 同社執行役員経営管理本部長 2010年1月 (株)総合臨床ホールディングス転籍 経営企画担当部長兼教育研修部長</p> <p>2014年6月 (株)セントエイブル経営 代表取締役(現任) 2018年6月 当社社外取締役就任(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)セントエイブル経営 代表取締役 B I P(株) 取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 大塚直義氏は、経営コンサルタントであり(株)セントエイブル経営の代表取締役及びB I P(株)の取締役を兼務しております。また、東京商工会議所やS M B Cコンサルティング(株)、りそな総合研究所(株)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)などで研修講座の講師を務められており、同氏の経験や知識を当社の経営に引き続き活かしていただきたく、社外取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
7	※ かまのひろゆき 蒲野宏之 (1945年7月21日生) 所有する当社の株式数 一株	1971年4月 外務省入省 1978年4月 外務省アメリカ局北米一課長補佐 1979年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 1981年4月 弁護士登録 1981年9月 米国アーノルド・ポーター法律事務所弁護士 1988年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士(現任) 1998年12月 株式会社かずさクリーンシステム社外監査役(現任) 2007年6月 株式会社小松製作所社外監査役 2007年7月 住友生命保険相互会社社外取締役 2009年4月 東京弁護士会副会長 2011年6月 日本碍子株式会社社外取締役(現任) 2013年4月 日本弁護士連合会常務理事 2015年6月 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役(現任) 2017年10月 国際法曹協会(IBA)理事(現任) (現在に至る) 【社外取締役候補者とした理由】 蒲野宏之氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた豊富な経験と知識、また、多くの企業で取締役や監査役を務められた経験から、当社の会社経営への貢献が大いに期待できる人材であることから、新たに社外取締役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、スパンクリート役員持株会及びスパンクリート社員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 坪井哲明氏は日本スパンクリート機械社の代表取締役であります。同社は、当社の大株主(持株比率14.04%)であるとともに商標ライセンス契約及び部品に関する取引関係があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 蒲野宏之氏が日本碍子株式会社の社外取締役に在任中、同社は米国司法省との間で、自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、2015年9月に罰金の支払いを主な内容とする司法取引に合意しました。同氏は、日頃から同社の取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、また、本件を受けて設置された委員会の活動等を通して、競争法遵守を含むコンプライアンス体制の強化に積極的な役割を果たしております。また、2018年1月、日本碍子株式会社が「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在が、同社において確認されました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、日頃から同社の取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、

また、本件を受けて同社に設置された委員会の活動を通して、実態の調査、原因究明及び再発防止策の策定を求める提言を行っております。

5. 坪井哲明氏、大塚直義氏及び蒲野宏之氏は、社外取締役候補者であります。
6. 坪井哲明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
7. 大塚直義氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、坪井哲明氏及び大塚直義氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、坪井哲明氏及び大塚直義氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、蒲野宏之氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 大塚直義氏及び蒲野宏之氏はともに東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス3階「白鳳」
電話 03 (3813) 6211



最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分

東京メトロ 千代田線新御茶ノ水駅より徒歩5分

J R 中央線・総武線御茶ノ水駅より徒歩5分

